

(様式 1)

公益財団法人浜松市文化振興財団実習生等受入に関する覚書

公益財団法人浜松市文化振興財団実習を希望する学生等（以下「実習生」という。）の実習に関し、公益財団法人浜松市文化振興財団（以下「甲」という。）と （大学等名）（以下「乙」という。）との間に、次の通り覚書を交換する。

（目的）

第 1 条 この実習は、実習生が甲の業務を体験することを通して、専攻分野と社会との関わりや実務と理論の関連性を学び、自らの社会的役割を認識するとともに、将来に向けた職業観を確立することの支援を目的とする。

（実習生の派遣及び受入）

第 2 条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、旅費、食事補助、その他費用及び手当の支給はしない。

2 前項に定めるもののほか、甲が実習生を受入れる際の諸条件は、公益財団法人浜松市文化振興財団実習生等の受入れ取扱要領及び承諾書（様式 2）のとおりとする。

（実習期間、プログラム）

第 3 条 実習の時期、日数及びプログラムは、甲、乙及び実習生の三者で調整を行ったうえで、甲が決定するものとする。

2 1日あたりの実習時間は、原則 7 時間 45 分以内において実習生を受け入れる施設又は課の所属長が指示する時間とする。ただし、実習プログラムに応じて短縮又は延長する場合がある。

（実習の実施状況の把握）

第 4 条 乙は、必要がある時は、実習生の実習状況について甲に照会することができるものとする。

（遵守すべき事項）

第 5 条 乙は、実習生に対し、法令及び次の各号を遵守するよう指導する。

- (1) 実習中は、甲の職員と同様に甲の規程、規則及びこれに基づく諸原則の定めに従うこと。
- (2) 実習中は、甲の実習場の所属長及び実習担当者の指揮、監督及び助言等に従うこと。
- (3) 甲の名誉を毀損するような言動及び甲の営む事業を阻害するような言動は行わないこと。
- (4) 実習中は、服装、言葉遣い及び態度に十分配慮すること。
- (5) 実習中は、甲が用意する名札を着用すること。
- (6) 実習生は、公用車の運転をしない。
- (7) 実習を通じて知り得た機密及び個人情報を、実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らしてはならないこと。

（実習の中止）

第 6 条 甲は、専ら甲に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得、あらかじめ 5 日以上猶予期間をもって、乙及び実習生に当該実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間等を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な善後処理策を講ずることとする。

2 甲は、実習学生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに実習を中止することができる。

- (1) 前条各号の規定に違反したとき
- (2) 故意又は過失により、甲の社会的地位を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき
- (3) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき

- 3 前2項の規定により、実習が中止された場合、乙又は実習生が損害を被ることがあっても、乙又は実習生はその損害を甲に請求することができない。

(災害補償)

第7条 乙又は実習生は、災害傷害保険等に参加する。

- 2 実習期間においての実習生の災害又は実習先との往復途上での災害に対して、甲に責任のある場合をのぞき、前1項の保険等に対応する。
- 3 前項の災害に際して、甲の労働者災害補償保険は適用されない。

(損害賠償)


第8条 乙は、実習生が実習期間中において甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由によることが明らかな場合においてはこの限りでない。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本覚書締結の証として、本通2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 静岡県浜松市中央区板屋町111-1
公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 花井 和徳 

(乙)



